

事前評価シート

担当課	道路建設課
担当名	国道道担当
作成年月日	2023/3/10

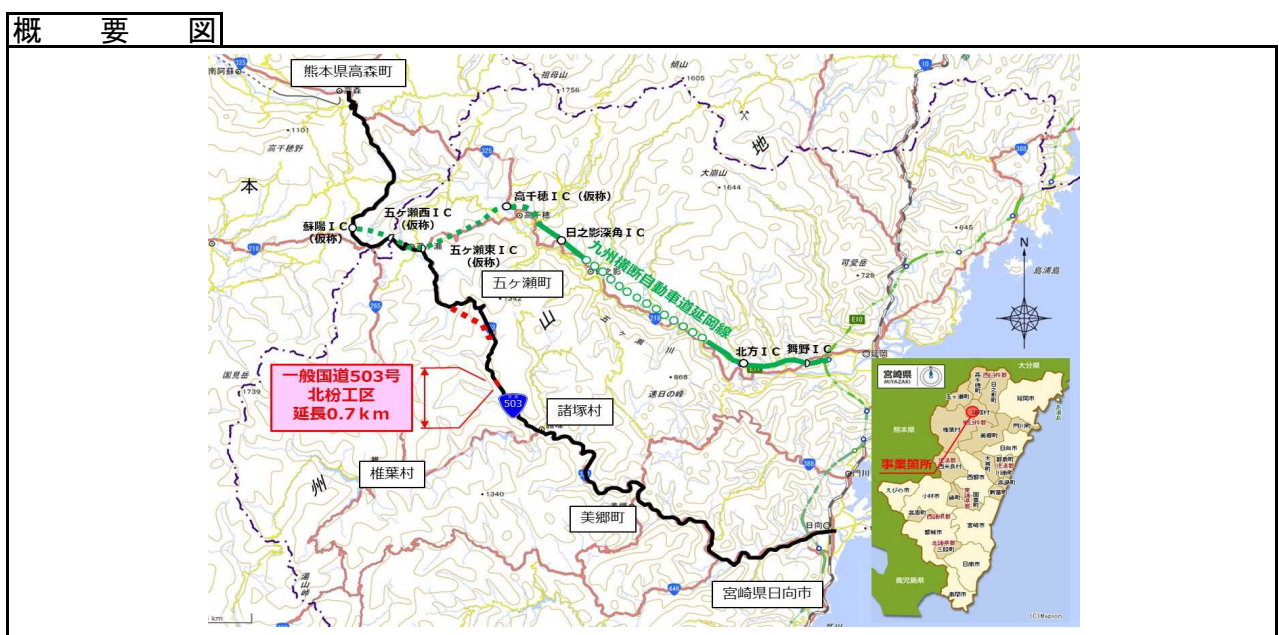
事業名	広域活性化事業（社会資本整備交付金事業（広域連携事業））		
箇所名	一般国道503号 北粉工区	市町村名	諸塚村

実施方法	<input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 <input type="checkbox"/> 県単				
事業費 (百万円)	全体事業費	国費	県費	その他	一般財源
	1,360	612	748		
事業期間	事業着手	目標完成年度			
	R5	R11			

総合長期計画上の位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
細項目名	C-5 経済・交流を支える基盤が整った社会
	C-5-(3) 交通・物流ネットワークの整備・充実
	2 県内拠点と高速道路を連絡するアクセス道路の整備推進

全体計画
 一般国道503号は、熊本県高森町から五ヶ瀬町、諸塚村を經由し日向市を結ぶ路線であり、地域の産業・経済を支えるほか、緊急輸送道路としても重要な路線であるが、連続雨量200mmの事前通行規制区間であるなど、早急な道路整備が必要な箇所である。当事業は、幅員狭小の隘路区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を図ることを目的とした道路整備である。

事業目的
 当該工区については、幅員が狭い上に線形が悪く、大型車の離合が困難な状況である。また、災害も発生しており、今後も異常気象時には交通途絶の危険性が懸念される。当事業は、幅員狭小及び線形不良区間の是正を図ることで災害の危険性を解消し、安全で円滑な交通の確保を行うとともに、孤立化解消や緊急輸送道路としての機能保持を目的に道路改良を計画するものである。



事前評価シート

事業名	広域活性化事業（社会資本整備交付金事業（広域連携事業））
箇所名	一般国道503号 北粉工区

(1) 事業の重要度に関する評価

評価の視点	評価項目	審査項目	判断基準	配点	評価点	
成立性	①上位計画との関連性に関する事項	○国・県レベルの計画に関する事項 ・広域道路整備基本計画での位置付け ・1.5車線の道路整備との関連性 ・国家的プロジェクトとの関連性 ・国の重点施策との関連性 ・県のプロジェクトとの関連性	別表1)参照	8	6 ○	
		○市町村レベルの計画に関する事項 ・市町村総合計画(建設計画)での位置付け ・都市マスタープランでの位置付け ・市町村のプロジェクトとの関連性	別表2)参照	4	4 ○	
		○県総合長期計画に関する事項	別表3)参照	3	3	
	②他事業との関連性に関する事項	○他事業等との関連に関する事項 ・大規模公共施設関連道路 ・農林道一体整備道路 ・他事業との関連性 ・市町村合併支援道路	別表4)参照	5	5 ○	
		小計			20	18
		合計				
必要性有効性	③事業による効果に関する事項	○道路位置付けに関する事項 ・地域高規格道路 ・都市計画道路 ・緊急輸送道路	別表5)参照	13	10 ○	
		○道路の機能に関する事項 ・地域高規格道路へのアクセス強化 ・バス路線 ・大型車とのすれ違い ・孤立化する集落の解消 ・特殊車両指定道路 ・ネットワーク形成 ・代替道路	別表6)参照	12	12 ○ ○ ○	
		○交流：連携の強化に関する事項 ・県際道路の整備 ・高速道路関連整備 ・公共交通機関関連道路 ・物流拠点へのアクセス強化 ・観光地へのアクセス ・広域構想等に資する道路	別表7)参照	13	13 ○	
		○生活環境を改善する事項 ・2・3次救急医療施設へのアクセス強化 ・H8防災対策点検対策箇所 ・渋滞対策プログラム箇所 ・歩行者の安全性向上 ・雨量規制区間 ・振動、騒音の緩和	別表8)参照	11	11 ○ ○ ○	
	○道路現況の改善に関する事項	別表9)参照	11	4		
		小計		5	0	
		小計	別表9)参照	6	4 ○	
	④環境への影響に関する事項	○自然環境への影響に関する事項 ・自然環境保全地域または緑地環境保全地域内の事業	別表10)参照	2	2 ○	
		○環境への配慮、保全に関する事項 ・緑化や景観 ・建設副産物発生抑制、再利用 ・生態系 ・騒音・振動・水質汚濁	別表10)参照	8	8 ○ ○ ○ ○	
		小計		70	60	
合計			100	88		
実行性	⑤地元からの要望活動に関する事項	○地元要望の熱意に関する事項 ・要望活動に関する事項	別表11)参照	5	5 ○	
	⑥事業計画への住民参加に関する事項	○合意形成の有無と住民参加への熱意に関する事項 ・1.5車線の整備で地元合意が取られている ・都市計画道路である ・地元の協力体制が文書で報告済みである ・区画整理事業、ほ場整備区域内である ・計画段階からPIを導入している ・用地区域5割以上の買収了解を取り付けている	別表12)参照	5	5 ○	
		小計			10	10
合計				100	88	

(2) 事業効率に関する評価

評価項目	評価結果
費用対効果 (B/C)	1.6

(3) 総合評価

評価項目による判定結果	判定結果
重要度ランク	I
事業効率	B/C=1.6
	新規事業として事業実施可能

様式第3号(その3)

1) 国・県レベルの計画に関する事項(別表1)

審査項目	判断基準	配点	該当理由
【一つ該当があれば得点…4、二つ該当があれば得点…6、三つ以上該当があれば得点…8】			
	広域道路整備基本計画に位置付け有り	8	宮崎県新広域道路交通ビジョン・計画に「高千穂日向道路」の構想路線として位置付けあり
	1.5車線の整備を行う箇所である		
	国家プロジェクト関連(サミット、植樹祭、海づくり大会等に類するもの)		
	社会資本整備重点計画に謳われる重点目標の達成に資する		社会資本整備重点計画別冊P11, 21, 22, 50, 63に記載あり
	県プロジェクト関連(各種の県のプロジェクトを支援する道路:地方拠点都市地域など)		

2) 市町村レベルの計画に関する事項(別表2)

審査項目	判断基準	配点	該当理由
【一つ以上該当があれば得点…4】			
	市町村総合計画・市町村建設計画に位置付け有り	4	諸塚村総合計画P18
	市町村都市計画マスタープランの位置付けがあるか又は都市計画道路である		
	市町村プロジェクト関連(レジャー施設、保養施設、観光振興等)		

3) 県総合長期計画に関する事項(別表3)

審査項目	判断基準	配点	該当理由
【該当があれば得点…3】			
	県総合長期計画に位置付け有り。	3	宮崎県総合計画長期ビジョンP34, 35、宮崎県総合計画P234に記載あり

4) 他事業等との関連に関する事項(別表4)

審査項目	判断基準	配点	該当理由
【一つ該当があれば得点…3、二つ該当があれば得点…5】			
	関連する大規模事業と一体的に整備する必要有り	5	諸塚村七ツ山地区木材等流通加工センター構想(諸塚村)
	農林道等と一体となって整備を行う道路である(ひむか神話街道等)		
	他事業の完成に併せて整備を行う(区画整理、河川改修、高速ICへのアクセス、ほ場整備等)道路である。 市町村合併を支援する道路である		

5) 道路位置付けに関する事項(別表5)

審査項目	判断基準	配点	該当理由
【一つ該当があれば得点…10、二つ以上該当があれば…13】			
	地域高規格道路の位置付け有り(計画・候補路線)	13	
	都市計画決定されている		
	緊急輸送道路(1次・2次)に指定された道路である		第2次緊急輸送道路

6) 道路の機能に関する事項 (別表6)

審査項目	判断基準	配点	該当理由
【一つ該当があれば得点・・・6、二つ該当があれば・・・10、三つ以上該当があれば・・・12】			
	地域高規格道路へのアクセス向上に資する(2次アクセス ^{※注1} まで) 利便性・安全性の向上が期待できるバス路線が存在する又は新たなバス路線が期待できる 大型車のすれ違い困難箇所を解消する 災害による1～2箇所の道路寸断で孤立化する集落を解消する 総重量20tを超える車両の通行が規制される区間 当該未改良区間または不連続区間の整備により一定区間 ^{※注2} のネットワーク形成が図られる。 代替道路の機能を有する	12	諸塚交通 狭隘区間、線形不良区間あり 飯干集落、七ツ山集落が孤立

※注1) 2次アクセスとは、概ね10km圏域で、アクセス道路に直接連絡している道路 (図1、1')

※注2) 一定区間とは、旧44市町村を連絡する区間 (図2)

7) 交流・連携の強化に関する事項 (別表7)

審査項目	判断基準	配点	該当理由
【一つ以上該当があれば得点・・・13】			
	県際道路 ^{※注1} である 高速ICへのアクセス道路である(2次アクセスまで) 公共交通機関(駅・空港・重要港湾)へのアクセス向上に資する(2次アクセスまで) 物流拠点(工業団地・農産物出荷場等)へのアクセス向上に資する(2次アクセスまで) 主要な観光地 ^{※注2} へのアクセス向上に資する(2次アクセスまで) 広域構想等 ^{※注3} に資する道路	13	定住自立圏構想

※注1) 県際道路とは、隣接県と接している市町村内の道路で、隣接県と交流連携の強化に繋がる路線 (図3)

※注2) 主要な観光地とは、宮崎県観光要覧掲載の観光施設を指す

※注3) 広域構想等とは、定住自立圏構想や広域医療計画など関係市町村が連携して広域で対応する計画や構想を指す

8) 生活環境を改善する事項 (別表8)

審査項目	判断基準	配点	該当理由
【一つ該当があれば得点・・・8、二つ以上該当で得点・・・11】			
	2次・3次救急医療施設等へのアクセス強化を図る 防災対策点検要対策箇所を含んでいる 渋滞対策プログラムの対策事業としての位置付け有り 現道拡幅またはバイパスにより新たに歩道が設置されること、または従来より路肩を広くする等により歩行者の安全性が向上する 雨量規制区間を含む 現道・並行区間等で騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間について、新たに要請限度を下回ることが期待される区間がある 振動レベルの低減が期待できる区間がある	11	国民健康保険諸塚診療所 (2次)、千代田病院 (2次)、県立延岡病院 (3次) 含む 連続雨量200mm以上で規制 (西臼杵郡五ヶ瀬町尾～東臼杵郡諸塚村吐の川)

9) 道路現況の改善に関する事項 (別表9)

審査項目	判断基準	配点	該当理由
【一つ該当があれば得点・・・5】	現道又は並行区間等における現況交通量が4,000台/日以上である 混雑度が1.0以上である 実態として小中学校の通学路となっている、又は通学路になることが期待される	5	
【一つ該当があれば得点・・・4、二つ以上該当があれば得点・・・6】	当該整備区間で過去3年間に人身または物損事故が3件以上発生している(ただし死亡事故については1件で該当) 当該整備区間を含む路線の市町村別改良率が県平均以下である(国道・県道別)	6	県内国道平均：78.4% 諸塚村503号：43.9%

10) 自然環境への影響に関する事項 (別表10)

審査項目	判断基準	配点	該当理由
【該当があれば得点・・・2】	事業を実施する地域が「自然環境保全地域」及び「緑地環境保全地域」ではない。	10	どちらの地域にも属さない
【該当があれば得点・・・2】	緑化や景観への配慮が計画されている		切土法面を緑化する
【該当があれば得点・・・2】	建設副産物発生抑制、再利用等の取り組みが計画されている		掘削土については、他工区への流用を行う
【該当があれば得点・・・2】	生態系の保全に配慮した計画である		河川に影響が少ない路側構造物(N-SPC工法)を採用しており生態系への影響は少ない
【該当があれば得点・・・2】	騒音、振動、水質汚濁の低減への配慮が計画されている		施工に際しては、掘削時の騒音対策及び河川側への水質汚濁防止対策を実施する

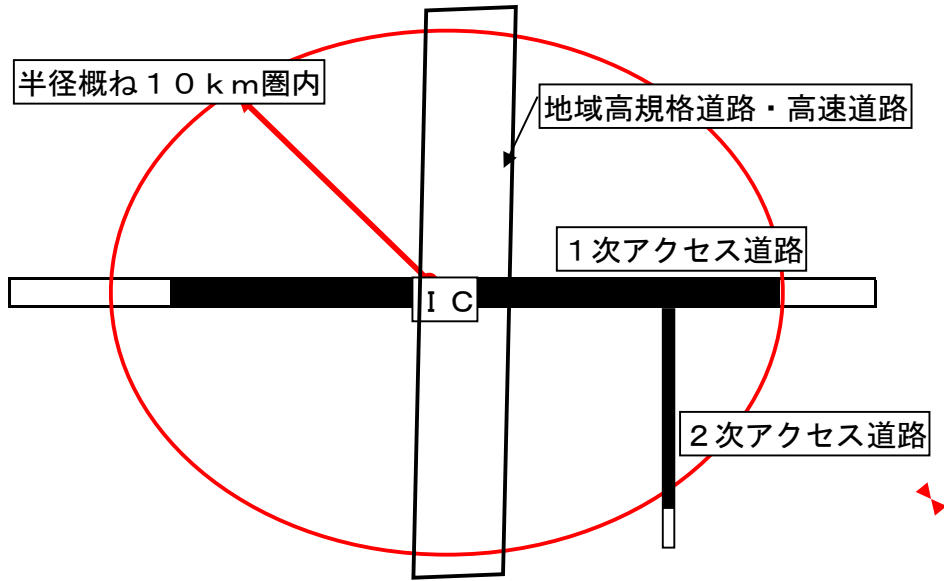
11) 地元要望の熱意に関する事項 (別表11)

審査項目	判断基準	配点	該当理由
【一つ以上該当があれば得点・・・5】	整備促進期成同盟会がある 過去3年間に先や県に陳情があり、文書として残されている 地元のバス・タクシー・トラック協会等から要望があり、文書として残されている	5	有り(国道503号整備促進期成同盟会) 有り(令和4年10月27日 日向圏域国道5路線整備促進期成同盟会→県土整備部長)

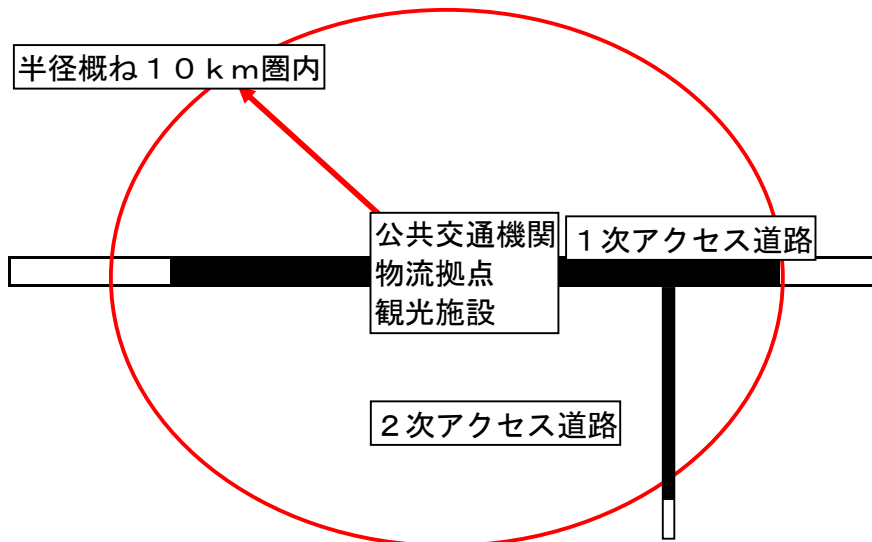
12) 合意形成の有無と住民参加への熱意に関する事項 (別表12)

審査項目	判断基準	配点	該当理由
【一つ以上該当があれば得点・・・5】	1.5車線の整備で地元合意が取られている 都市計画道路である 地元の協力体制が文書で報告済みである 区画整理事業、ほ場整備区域内である 計画段階からPIを導入している 用地区域5割以上の買取了解を取り付けている	5	有り(国道503号整備促進期成同盟会：国道503号総決起大会)
【該当があれば得点・・・-2】	意見の大半が反対である	-2	

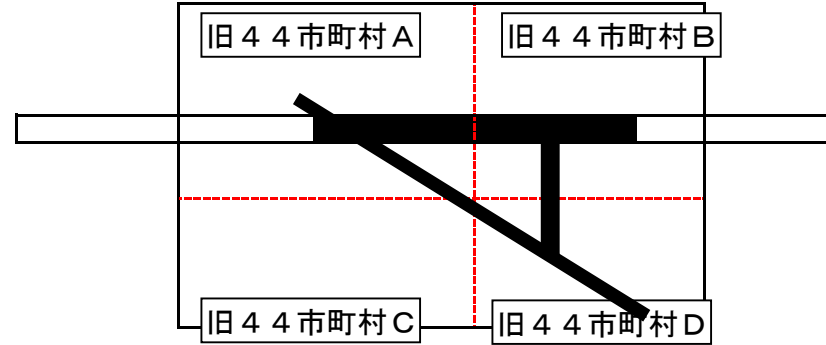
(図1) 2次アクセス (地域高規格・高速IC関係)
 (ICから半径概ね10km圏内の範囲をアクセスと考える)



(図1') 2次アクセス (公共交通機関・物流拠点・観光施設)
 (各施設から半径概ね10km圏内の範囲をアクセスと考える)



(図2) 一定区間
 (区間の起終点は、旧44市町村とする)
 ※着色部のように旧市町村間を繋ぐ機能



(図3) 県際道路
 (区間の起終点が隣県を跨いでおり、隣県と交流連携の強化に繋がる)
 ※着色部のように隣県を跨ぐ路線で、隣接市町村内であり、
 かつ、県境界から概ね10km圏内であること。

